

【和歌山工業高等専門学校】高専機構前期授業料免除制度のご案内

保護者各位

学生主事

標記のことについて、高専機構が実施している前期授業料免除制度のご案内を保護者の皆様にお送りしますのでご確認ください。

申請要件については下記で確認の上、申請を希望される場合は、4月8日(火)までに学生係(0738-29-8244)までご連絡ください。

○申請要件

(1)災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 免除算定基準日(4月1日)前6月以内において、(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2)その他特別な事由の場合

以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難であると選考機関が認める場合

- ① 免除算定基準日(4月1日)前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

【授業料等のお支払いでお困りの方へ】

上記に該当しない場合でも、別途案内しております日本学生支援機構の支援制度などで支援できる場合もございます。お困りごとがありましたら、学生係(0738-29-8244)へご相談ください。

【生計維持者に家計急変が発生した場合】

今後ご家庭の状況で家計急変(生計維持者の死亡、失職、傷病により半年以上就労困難、災害などの予期できない理由で発生した事象など)があった場合、様々な支援が受けられる可能性がありますので、学生係(0738-29-8244)へご相談ください。